

北斗市冬季生活臨時支援金の支給について

原油価格が高騰し冬季生活費の急激な増加が見込まれることから、歳末福祉見舞金の対象となる低所得者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮者等を対象に、「冬季生活臨時支援金」を支給します。

	対象世帯	支給額	支給手続き等
1	北斗市社会福祉協議会が実施する歳末福祉見舞金の対象となる世帯 ・ 準要保護世帯 ・ 単身高齢者 > 一定の要件あり ・ 遺児世帯	3,000円 ※北斗市社会福祉協議会から、歳末福祉見舞金と合わせて15,000円支給されます。	12月上旬 市役所から案内文書を送付しますので、ご確認ください。
2	令和4年度に新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度等の対象となった世帯 《新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度とは》 ・ 総合支援資金特例貸付 ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・ 生活困窮者住居確保給付金 ・ 国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料減免（新型コロナ特例） ・ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯、その他世帯） ・ 準要保護世帯（歳末福祉見舞金非該当分）	15,000円	
3	価格高騰緊急支援給付金の対象となる世帯 ※詳細については下枠の「価格高騰緊急支援給付金」の対象世帯をご確認ください。		

●支給開始時期／12月下旬から順次支給する見込み

問 市役所社会福祉課 [内線177～179]

価格高騰緊急支援給付金の支給について

コロナ禍における価格高騰による負担軽減のため、国から価格高騰緊急支援給付金が支給されます。また、家事用として井戸水を使用している世帯に対しては、北斗市独自の支援として井戸水等使用者特例給付金を支給します。

	対象世帯	支給額	支給手続き等
1	① 給付金の対象となる世帯 世帯全員の「令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯 *1	50,000円 *2	12月上旬 市役所から確認書を送付しますので、ご確認ください。(要返送)
	② 令和4年1月から12月までの収入が予期せず減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯) ※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること。		○ *3
2	ページ下に記載の水道基本料金の免除対象とならない井戸水等を利用している世帯	3,000円	○ *4

*1 令和4年9月30日時点で北斗市の住民基本台帳に記載されている世帯。ただし、令和4年1月1日以降の転入者がいる世帯など、申請が必要な世帯があります。

*2 非課税世帯は、冬季生活臨時支援金を合算して65,000円支給されます。

*3 申請方法／申請書に必要事項を記入して、郵送でご提出ください。

*4 上下水道課が発行する「水道を使用していない旨の確認書」を添付し、企画課に申請してください。

●支給手続き等の詳細は、市公式ホームページでお知らせします。

問 市役所企画課 [内線235～238]

水道基本料金の免除(メーター使用料含む)の延長について

北斗市の水道をご使用の市内のご家庭や事業者のみなさまを対象に、水道基本料金およびメーター使用料の免除を3か月間延長します。

<延長する免除期間> 令和4年10月分から12月分の3か月間

水道使用期間	検針月(請求月)	請求書発送時期(口座振替日)
R4.10月上旬～R4.11月上旬	R4.11月	R4.11月下旬(R4.12.15)
R4.11月上旬～R4.12月上旬	R4.12月	R4.12月下旬(R5.1.16)
R4.12月上旬～R5.1月上旬	R5.1月	R5.1月下旬(R5.2.15)

市内事業者の方の下水道基本料金の免除について

北斗市の業務用・浴場用の下水道をご使用のみなさまの下水道基本料金を水道基本料金に加え、免除いたします。

注意 ・免除期間中は、毎月の水道メーター検針の際の「使用水量のお知らせ」に記載の請求予定額から

基本料金とメーター使用料を差し引いた金額が、ご請求額となります。

・家事用の下水道基本料金は免除となりません。

問 市役所上下水道課[内線242～248]